

弔 慰 金 基 準

対象者	区分	本人			家族(親・子)			家族(祖父母)		
		香典	供花	枕花	香典	供花	枕花	香典	供花	枕花
町政功労者		10,000円	○	○	5,000円	×	×	5,000円	×	×
町議会議員		20,000円	○	○	10,000円	○	×	10,000円	×	×
元 "		10,000円	○	×	5,000円	×	×	5,000円	×	×
教育委員・選挙管理委員・公平委員・監査委員		20,000円	○	○	10,000円	○	×	10,000円	×	×
元 "		10,000円	○	×	5,000円	×	×	5,000円	×	×
農業委員・固定資産評価委員		20,000円	○	○	10,000円	○	×	10,000円	×	×
元 "		10,000円	○	×	5,000円	×	×	5,000円	×	×
行政区長		10,000円	○	×	5,000円	×	×	5,000円	×	×
元 "		5,000円	×	×	5,000円	×	×	5,000円	×	×
上記以外の公職者(現職)		10,000円	○	×	5,000円	×	×	5,000円	×	×
元 "		5,000円	×	×	5,000円	×	×	5,000円	×	×
町内関係団体の長等(現職)		20,000円	○	○	10,000円	○	×	10,000円	×	×
関係する国会議員・道議会議員・市町村理事者等		20,000円	○	○	10,000円	×	×	10,000円	×	×
町理事者		20,000円	○	○	10,000円	○	×	10,000円	×	×
元 "		10,000円	○	○	5,000円	×	×	5,000円	×	×
町職員		10,000円	○	○	5,000円	×	×	5,000円	×	×
元 "		5,000円	×	×	5,000円	×	×	5,000円	×	×
その他、各界の功労者		10,000円	○	×	5,000円	×	×	5,000円	×	×

備考 町長が特に必要と認めた場合は、上記基準にかかわらず、町長がその都度定めることとする。